

平成28年度 内部統制の整備・運用状況に係る報告書 (概要版)



平成29年7月 第3回大阪市内部統制連絡会議資料

1 はじめに

- 平成28年度は、区役所及び局・室等（以下「所属」という。）において内部統制のPDCAサイクルが回り、自律的なリスク管理体制が構築されている状態をめざすため、平成28年度の課題として次の3点を挙げて取組を進めてきました。
 - (1) 内部統制員に対する内部統制の概念・意義、ノウハウの周知
 - (2) 重要リスクに係る対応策の整備及びモニタリングの強化
 - (3) 地方制度調査会答申及び地方自治法改正への対応

2 平成28年度の具体的取組（1）内部統制員に対する内部統制の概念・意義、ノウハウの周知

- 課単位でのリスク把握・評価の実施等を通じ、内部統制の概念・意義、ノウハウの周知徹底を図りました。

成果

- ・課単位でリスク把握・評価を実施した結果、内部統制員（課長等）対象のアンケートでは、「リスク把握・評価の考え方や手法を理解することができた」との回答割合が91%に達し、必要なノウハウを一定程度浸透させることができました。
- ・内部統制員対象の「内部統制TIMES」に関するアンケートでは、「内部統制TIMES」を読んでいるという回答割合が95%、内容について肯定的な意見の回答割合が88%に達しており、内部統制員の多くに適切な情報を提供することができました。

課題

- ・過去3年間で、一般的な内部統制の概念・意義等への理解度は従前と比べ深化しているとはいえ、実務的見地からは十分な水準ではなく、本格的なリスク管理体制の構築と内部統制の整備・運用を進めるためには、内部統制員の実務スキルを高めていく必要があります。

2 平成28年度の具体的取組 (2)重要リスクに係る対応策の整備及びモニタリングの強化①

- 平成28年度の重要リスクとして設定した「個人情報の漏えい」、「システム障害発生時の不十分な対応」及び「不十分な引継ぎ・進捗管理」という3つのリスクについて取組を進めました。
- また、平成27年度に改善を図った「不十分な文書管理」及びこれまで改善を図っていたその他のモニタリングの実施と更なる改善状況を確認しました。

成果

平成28年度の重要リスクについては、次のとおりプロセスレベルでのリスク対応策の整備を行いました。

① 個人情報の漏えい

福祉局の区共通業務に係るマニュアル等の改正に際して事前に協議し、個人情報の漏えいリスク低減の観点を含めた整備を支援しました。福祉局では平成29年3月に対応方針を決定、今後マニュアル等の改定を進めていくこととなりました。

② システム障害発生時の不十分な対応

ICT戦略室と協議の上、ツールを作成しシステムを所管する所属に提案しました。障害記録簿の作成や局等情報セキュリティ責任者(局長等)への具体的な報告基準を定める等の改善を行いました。

③ 不十分な引継ぎ・進捗管理

ツールを作成し各所属に提案しました。平成29年4月1日付けの異動に伴い引継ぎを実施した課長級以上の職員のうち、約55%がツールを活用したことを確認しました。

成果

次のとおり、共通業務内部統制責任者が実施するモニタリングの結果を把握しました。

【市民局のモニタリング】

住民情報関係業務及び地域活動関係業務について、全関係所属を対象にモニタリングが行われました。

- ・住民情報関係業務のモニタリングの結果、所定期限内のパスワード変更の不徹底等の不適正な事務が判明しました。
- ・地域活動関係業務のモニタリングの結果、補助対象団体から提出された収支決算書において補助対象経費だけが記載され補助対象事業全体の収支が明らかになっていない事例等が判明しました。
- ・市民局は、平成29年6月までに内部統制責任者である全関係所属長に対し、課長をはじめ関係職員は必ず要綱や事務処理要領に従って事務を行うこと、要綱や事務処理要領に従わない不適正な事務処理の事例が生じる都度その原因と再発防止策を市民局に報告すること、適正に自己点検を実施することをあらためて徹底するよう求めることとしました。

2 平成28年度の具体的取組 (2) 重要リスクに係る対応策の整備及びモニタリングの強化②

成果

【総務局のモニタリング】

個人情報保護関係業務について、全所属を対象にモニタリングが行われました。文書管理関係業務については全所属を対象に書面調査を行った上で、12所属を対象に実地調査が行われました。

- ・個人情報保護関係業務のモニタリングの結果、重要管理ポイントの一部が、明確かつ具体的な設定となっていない部署(担当)があることが判明しました。この問題に対し、当該部署(担当)が改善措置を講じたことを確認しました。
- ・文書管理関係業務のモニタリングの結果、決裁文書等が適切な簿冊に編集されていない等の問題が判明しました。この問題に対し、平成29年6月の「文書管理適正化推進月間」の取組において改善状況を確認することとしました。

【ICT戦略室のモニタリング】

情報セキュリティ関係業務について、全所属を対象にモニタリングが行われました。

- ・対象者を拡大して実施した標的型メール対応訓練の添付ファイル開封率は全体の8.5%であり、ICT管理者や情報セキュリティ責任者が不在時にICT戦略室への連絡が途絶える、若しくは遅れるなど連絡体制の不備という問題が判明しました。
- ・この問題に対し、ICT戦略室では、報告のなかった所属に対し指導を行うとともに、セキュリティインフォメーションメールや研修において対応方法を周知・指導していくこととしました。
- ・また、情報セキュリティ監査(内部監査)では、ICT戦略室がチェックシートの回答に対するフィードバックを行っているものの、その後の改善状況が十分ではないシステムが存在するという問題が判明しました。
- ・この問題に対し、ICT戦略室では、平成29年度の調査からフィードバックに対する改善案の提出を求めるとともに、改善実施状況についてモニタリングを行っていくこととしました。

2 平成28年度の具体的取組 (2)重要リスクに係る対応策の整備及びモニタリングの強化③

成果

【会計室のモニタリング】

物品管理関係業務について、全所属を対象にモニタリングが行われました。

- ・物品管理関係業務のモニタリングの結果、各所属において物品現在高調査を確実に実施していることを確認しました。
- ・また、備品台帳に係る結果報告から、受入登録漏れ、廃棄登録漏れ、移動登録漏れの事案が判明し、各所属が修正したことを確認しました。
- ・数多く見られた廃棄登録漏れ事案を受け、会計室は事務手順を作成し、平成28年8月、全所属に通知し、庁内ポータルでも注意喚起しました。

課題

- ・引き続き業務プロセスの可視化を進めていくためツールの活用について考える必要があります。
- ・重要リスクのモニタリングの実施結果等をフォローし、その結果、各所属の不備、不適が多数判明した場合等には、更なるモニタリングの改善を図る必要があります。

2 平成28年度の具体的取組 (3)地方制度調査会答申及び地方自治法改正への対応

- 改正地方自治法が内部統制の整備を求める財務に関する事務に関し、各所属共通の重要度の高いリスク分野を把握するとともに、リスクの定量分析を試行的に実施しました。

成果

- ・「不適切な契約」、「支払遅延・誤り等」及び「不十分な現金等管理」という3つの重要リスク分野を把握することができました。
- ・当該リスク分野について、定量的な分析を試行的に行うなど、今後の整備に向けた準備作業を一定進めることができました。

課題

- ・3つの重要リスク分野に関して内部統制を早急に整備していく必要があります。
- ・地方自治法改正後に公布される予定の総務省令等に沿って、内部統制に係る方針の策定等について、法が施行される平成32年4月までに計画的に進める必要があります。

3 平成28年度の総括 及び 4 平成29年度の取組

成果

- ・内部統制員に対する内部統制の概念・意義、ノウハウの周知について一定の成果を上げることができました。
- ・「個人情報の漏えい」、「システム障害発生時の不十分な対応」及び「不十分な引継ぎ・進捗管理」について、それぞれリスク低減に向けた取組を進めることができました。

課題

- ・本格的なリスク管理体制の構築と内部統制の整備・運用を進めるためには、内部統制員の実務スキルを高めていく必要があります。
- ・平成29年度以降の内部統制の取組については、地方自治法改正を踏まえ、国の想定する内部統制との整合を一定考慮しつつ、市長が市全体の内部統制を整備し、その状況を評価できるようにする必要があります。

中期的観点から地方自治法改正に対応する計画的な準備が必要

(1)地方自治法改正により義務化される内部統制の計画的な整備

地方自治法改正により、市長に対して内部統制の整備が義務付けされることとなる平成32年度以降を見据え、従前進めてきた取組を基礎として、財務に関する事務の内部統制の整備・運用について計画的に準備を進めます。

(2)業務プロセスレベルでのリスク対応策の整備に関する実務スキルの研修

内部統制員を中心に、集合型研修を実施し、業務プロセスレベルでのリスク対応策の考え方や手法を周知するとともに、リスクに対応した業務プロセスの作成能力の向上を図ります。

(3)財務に関する事務の重要リスクに係る対応策の整備及びモニタリングの強化

- ①「不適切な契約」
- ②「支払遅延・誤り等」
- ③「不十分な現金等管理」

以上のリスクを低減する観点から、各所属は業務プロセスレベルでのリスク対応策を点検・整備していきます。契約管財局、会計室等の関係所属は各所属の文書化の取組を支援するとともに、モニタリングを実施し、必要な改善を行っていきます。